

(案)

笛吹市過疎地域持続的発展計画

自 令和3年4月

至 令和8年3月



— 山梨県笛吹市 —

〈目 次〉

| | 頁 |
|-----------------------------------|----|
| 1 基本的な事項 | |
| (1) 芦川町区域の概況 | 1 |
| (2) 笛吹市の総人口の推移・芦川町区域の人口及び産業の推移と動向 | 2 |
| (3) 芦川町区域の行財政の状況 | 5 |
| (4) 計画期間 | 8 |
| (5) 芦川町区域の持続的発展の基本方針 | 8 |
| (6) 芦川町区域の持続的発展のための基本目標 | 10 |
| (7) 計画の達成状況の評価に関する事項 | 11 |
| (8) 公共施設等総合管理計画との整合 | 11 |
| 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | |
| (1) 芦川町区域の現況と課題 | 11 |
| (2) その対策 | 12 |
| (3) 事業計画 | 12 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 13 |
| 3 産業の振興 | |
| (1) 芦川町区域の現況と課題 | 13 |
| (2) その対策 | 13 |
| (3) 事業計画 | 14 |
| (4) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容 | 16 |
| (5) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 17 |
| 4 地域における情報化 | |
| (1) 芦川町区域の現況と課題 | 17 |
| (2) その対策 | 17 |
| (3) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 17 |
| 5 交通施設の整備、交通手段の確保 | |
| (1) 芦川町区域の現況と課題 | 17 |
| (2) その対策 | 18 |
| (3) 事業計画 | 19 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 20 |
| 6 生活環境の整備 | |
| (1) 芦川町区域の現況と課題 | 20 |
| (2) その対策 | 20 |
| (3) 事業計画 | 21 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 21 |

| | | |
|-----|-----------------------------|----|
| 7 | 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | |
| (1) | 芦川町区域の現況と課題 | 22 |
| (2) | その対策 | 22 |
| (3) | 事業計画 | 23 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画等との整合 | 23 |
| 8 | 医療の確保 | |
| (1) | 芦川町区域の現況と課題 | 23 |
| (2) | その対策 | 23 |
| (3) | 事業計画 | 24 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画等との整合 | 24 |
| 9 | 教育の振興 | |
| (1) | 芦川町区域の現況と課題 | 24 |
| (2) | その対策 | 25 |
| (3) | 公共施設等総合管理計画等との整合 | 25 |
| 10 | 集落の整備 | |
| (1) | 芦川町区域の現況と課題 | 25 |
| (2) | その対策 | 26 |
| (3) | 公共施設等総合管理計画等との整合 | 26 |
| 11 | 地域文化の振興等 | |
| (1) | 芦川町区域の現況と課題 | 26 |
| (2) | その対策 | 26 |
| (3) | 公共施設等総合管理計画等との整合 | 26 |
| 12 | 再生可能エネルギーの利用の推進 | |
| (1) | 芦川町区域の現況と課題 | 26 |
| (2) | その対策 | 26 |
| (3) | 公共施設等総合管理計画等との整合 | 27 |
| 13 | その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | |
| (1) | 芦川町区域の現況と課題 | 27 |
| (2) | その対策 | 27 |
| (3) | 事業計画 | 27 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画等との整合 | 27 |
| ■ | 事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲） | 28 |

笛吹市過疎地域持続的発展計画

1 基本的な事項

(1) 芦川町区域の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

当区域は、甲府盆地と富士山麓の中間、御坂山地のほぼ中央に位置し、黒岳（標高 1,792m）に源を発する芦川の上流にあって、東西約 11 km、南北約 4 km、総面積 37.15 k m²の農山村区域で、西は甲府市上九一色地区に、南は富士河口湖町に接している。総面積の 92%は森林（山林・原野）で占められ、上芦川、新井原、中芦川、鶯宿の 4 つの集落が芦川溪谷に沿って点在している。

気候は山間地特有で、冬の寒気は厳しく、11 月から翌年 3 月までは各月とも最低気温は氷点下を記録する。また、急峻な地形であるため、集中豪雨による土砂災害に見舞われることも度々ある。

歴史は古く、縄文時代から中世にかけての遺跡をはじめ、鎌倉幕府の歴史書「吾妻鏡」に登場する古道・若彦路、寺社や信仰にまつわる石造物、養蚕の名残を残す兜造りの古民家群や傾斜地を有効活用するために先人たちが築いた石垣等が残されている。また、明治 22 年市制町村制の施行以来、上芦川村、中芦川村、鶯宿村と各々一村で存続してきたが、昭和 16 年 8 月 1 日に合併して芦川村となり、その後、平成 18 年 8 月 1 日に笛吹市に編入合併し笛吹市芦川町となった。

交通は、本市の医療機関や事業所などが多く集まる中心市街地までおよそ 20 km の位置にあり、県道笛吹市川三郷線を利用して 25 km ほどの位置にある県都甲府市も交流圏となっている。また、平成 22 年 3 月に住民の念願であった県道富士河口湖芦川線（若彦トンネル）が開通したことで、交流圏が富士北麓圏域にも広がっている。

地域経済の状況は、地域の基幹産業である農業が、高冷地野菜（ほうれん草等）の生産を中心に営まれているが、平成 22 年の農林業センサスで、99 戸であった農家数は、平成 27 年に 75 戸へと減少している。また、75 戸のうち 50 万円以上の販売金額がある農家は 20 戸と、その多くは自給的農家であり、農業を取り巻く環境が依然として厳しい状況にあることがうかがえる。

また、総面積の 9 割以上を森林が占める当区域の林業の状況についても、平成 22 年の農林業センサスで、61 戸であった林家数は、平成 27 年に 44 戸へと減少している。さらに、保有する森林（3ha 以上）で林業を行う林業経営体数も平成 22 年の 7 から平成 27 年に 4 へと減少しており、林業を取り巻く環境についても依然として厳しい状況にあることがうかがえる。

イ 過疎の状況

昭和 35 年の国勢調査で 1,734 人であった当区域の人口は一貫して減少しており、平成 27 年の国勢調査では 361 人と昭和 35 年の 5 分の 1 程度まで減少し、また、高齢者比率についても 10.3% から 57.6%へと急速に進行している。

合併前から過疎対策立法に基づく過疎対策事業に取り組み、平成 18 年 8 月の合併後も農産物直売所等の整備による産業の振興、林道開設、都市住民との交流事業等による交通通信体系の整備、地域間交流の促進及び小学校屋内運動場の整備による教育の振興等の、過疎対策事業への取組により、他区域との格差是正に努めてきたものの、進学や就労等のタイミングでの若年層の流出は続いており、年齢構成の高齢化による地域社会の活力低下が危惧されている。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

当区域の産業は、農業を基本として、こんにやくを基幹作物とする産地化を進めてきたが、価格の変動や低迷、高齢化に伴う農作業への負担感から生産量は減少している。現在は、夏期の冷涼な気候を生かした、ほうれん草等の高冷地野菜を主に生産しているが、産地間の価格競争、過疎化による農業従事者の高齢化や担い手不足等、課題は山積している。

商工業については、経営規模の小さい事業所が点在しているが、傾斜地が多く、平坦地が少ないという立地から、さらに企業が進出するための新たな土地活用は望めない状況にある。

今後の方向としては、引き続き地域住民にとって必要な生活基盤の整備等を推進するとともに、富士山を望む新道峠展望台の整備等により、交流人口の増加による地域活性化の取組をこれまで以上に推進する必要がある。

(2) 笛吹市の総人口の推移、芦川町区域の人口及び産業の推移と動向

ア 笛吹市の総人口の推移と見通し

総人口は、昭和 50 年以降、年々増加傾向をみせていたが、平成 17 年の 71,711 人をピークに緩やかな減少傾向に転じ、平成 27 年では 69,559 人となっている。この減少傾向は今後も続き、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると令和 42 年の総人口は、41,607 人と見込まれているが、笛吹市人口ビジョンでは合計特殊出生率の上昇と転入促進、転出抑制による人口維持により 55,000 人を目指すとしている。

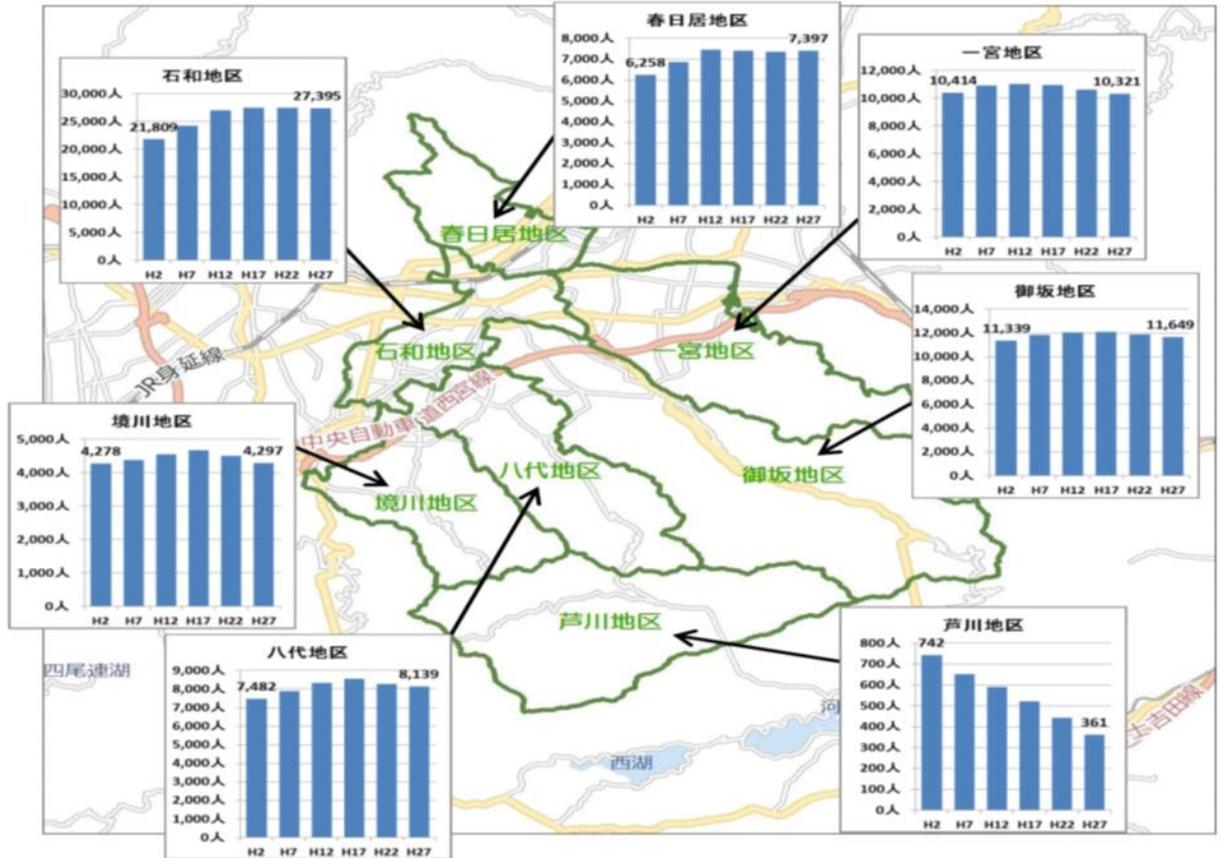
表1-1(1) 笛吹市の人口の推移 (国勢調査)

| 区 分 | 昭和 35 年 | | | 昭和 50 年 | | 平成 2 年 | | 平成 17 年 | | 平成 27 年 | |
|------------------------|-------------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|---------|--|
| | 実 数 | 実 数 | 増減率 | | |
| 総 数 | 人 53,064 | 人 52,278 | % △1.5 | 人 62,322 | % 19.2 | 人 71,711 | % 15.1 | 人 69,559 | % △3.0 | | |
| 0 歳～14 歳 | 16,198 | 11,749 | △27.5 | 11,191 | △4.7 | 10,966 | △2.0 | 8,720 | △20.5 | | |
| 15 歳～64 歳 | 32,099 | 33,909 | 5.6 | 40,536 | 19.5 | 45,389 | 12.0 | 40,010 | △11.9 | | |
| うち 15 歳～ 29 歳(a) | 11,973 | 10,867 | △9.2 | 11,636 | 7.0 | 11,056 | △5.0 | 9,297 | △16.0 | | |
| 65 歳以上 (b) | 4,767 | 6,620 | 38.9 | 10,595 | 60.0 | 15,356 | 44.9 | 19,541 | 27.3 | | |
| (a)／総数 若年者比率 | % 22.6 | % 20.8 | — | % 18.7 | — | % 15.4 | — | % 13.4 | — | | |
| (b)／総数 高齢者比率 | % 9.0 | % 12.7 | — | % 17.0 | — | % 21.4 | — | % 28.1 | — | | |

※平成 12 年以前の国勢調査の数値は、合併前のそれぞれの町村の数値を合計し笛吹市の数値として扱っている。

※総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても一致しない場合がある。

地区別人口の推移



イ 芦川町区域の人口及び産業の推移と動向

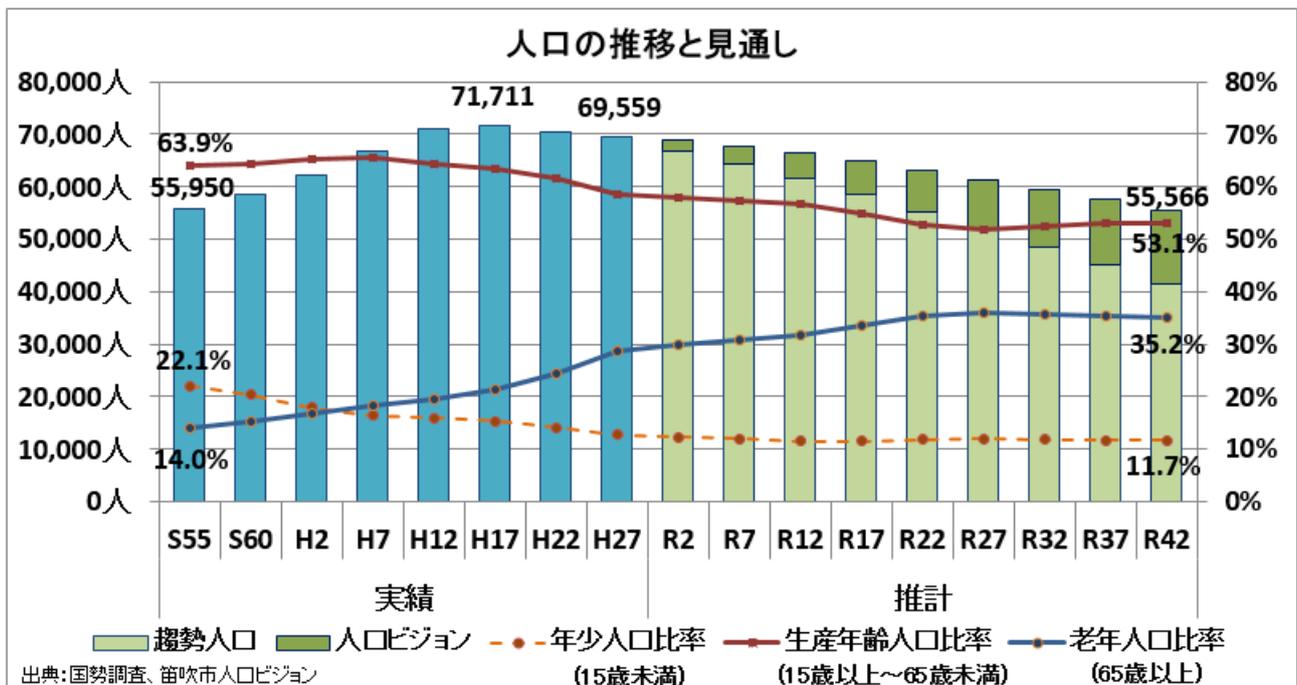
当区域の人口は、昭和35年から平成27年までの国勢調査によれば、昭和35年に1,734人であったが、昭和50年には1,067人、平成2年には742人、平成17年には521人、平成27年には361人と、55年間で1,373人、率にして79.2%の減少となっている。また、高齢者比率についても昭和35年には10.3%であったものが、平成27年には57.6%と上昇が続いている。

産業についても、昭和35年の就業人口930人から平成27年には183人と、55年間で747人、率にして80.3%の減少と、人口の推移と同じ状況が続いている。また、直近の平成22年と平成27年の就業人口の内訳（注：総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても一致しない場合がある。）を比較すると、平成22年は239人の就業人口のうち、第1次産業が82人（34.3%）、第2次産業が46人（19.2%）、第3次産業が104人（43.5%）で、平成27年は183人の就業人口のうち、第1次産業が60人（32.7%）、第2次産業が34人（18.5%）、第3次産業が89人（48.6%）となっており、第1次産業の就業人口が22人の減少と顕著である。

表 1-1(2) 笛吹市芦川町区域（旧芦川村）の人口の推移（国勢調査）

| 区 分 | 昭和 35 年 | 昭和 50 年 | | 平成 2 年 | | 平成 17 年 | | 平成 27 年 | |
|------------------------|------------|------------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|
| | 実 数 | 実 数 | 増減率 | 実 数 | 増減率 | 実 数 | 増減率 | 実 数 | 増減率 |
| 総 数 | 人 1,734 | 人 1,067 | % △38.5 | 人 742 | % △30.5 | 人 521 | % △29.8 | 人 361 | % △30.7 |
| 0 歳～14 歳 | 611 | 204 | △66.7 | 90 | △55.9 | 30 | △66.7 | 18 | △40.0 |
| 15 歳～64 歳 | 945 | 672 | △28.9 | 397 | △40.9 | 221 | △44.3 | 135 | △38.9 |
| うち 15 歳～ 29 歳(a) | 305 | 180 | △41.0 | 62 | △65.6 | 50 | △19.4 | 19 | △62.0 |
| 65 歳以上 (b) | 178 | 191 | 7.3 | 255 | 33.5 | 270 | 5.9 | 208 | △23.0 |
| (a)／総数 若年者比率 | % 17.6 | % 16.9 | — | % 8.4 | — | % 9.6 | — | % 5.3 | — |
| (b)／総数 高齢者比率 | % 10.3 | % 17.9 | — | % 34.4 | — | % 51.8 | — | % 57.6 | — |

表 1-1(3) 人口の見通し



(3) 芦川町区域の行財政の状況

当区域における市役所の行政組織については、芦川支所があり、職員が8人で対応している。また、芦川へき地保育所があり、職員が2人で対応している。

芦川支所の業務は、地域の身近な行政窓口として、笛吹市役所本庁との連携を緊密にしながら、住民サービスを行っている。

常備消防については、笛吹市消防本部の笛吹市消防署より、月曜日から木曜日までの午前8時30分から午後5時15分までは再任用職員が、金曜日から日曜日までの午前9時30分から午後4時30分までは消防署員が芦川支所に常駐して、火災や救急の対応に備えている。

また、非常備消防としては、笛吹市消防団芦川分団が組織されているが、団員数は、市条例定数50人のところ、在籍数が40人（うち10人が機能別消防団員）、欠員が10人となっている。市全体の団員平均年齢が36.1歳であるのに対し、当区域の団員平均年齢は53.4歳で、若年層の流出により団員を確保できず、前回の計画策定時点（平成27年50.3歳）から、更に高齢化が進んでいる。

公共施設等の整備については、これまでも順次進めてきたところであるが、市道については、山間地特有の立地条件のため、道路法に基づく基準を満たす道路整備は困難であることから、改良率は低位の状況にある。また、芦川支所の庁舎の一部は未耐震のままである。

次に、財政状況については、合併前の平成17年度決算を見ると、地方税の構成比は、わずか3.0%と低く、全国の類似団体と比較しても自主財源に乏しい自治体であり、地方交付税の占める割合が54.3%と高く、このため財政力指数も0.078と極めて厳しい状況にあった。

こうした中、当区域は平成18年8月に笛吹市に編入合併したが、本市の財政状況も決して楽観できるものではなく、地域経済における景気の急速な改善が望めない状況や高齢社会の進展に伴う社会保障費等の増加により、厳しい財政状況が続いているため、今後も本市の身の丈に合った財政運営に努める必要がある。

なお、そのような財政状況の中、前計画期間（平成28年度から令和2年度までの実績額）における過疎対策事業費は7億1千万円、うち過疎対策事業債は5億1千万円を活用しており、当区域の過疎対策を進める上で、過疎対策事業債は、重要な財源となっている。

表 1-2(1) 笛吹市の財政状況

(単位：千円・%)

| 区 分 | 笛吹市 | | |
|-----------------|------------|------------|------------|
| | 平成 22 年度 | 平成 27 年度 | 令和元年度 |
| 歳入総額 A | 33,506,815 | 39,377,042 | 31,479,716 |
| 一般財源 | 19,616,275 | 20,301,337 | 19,311,367 |
| 国庫支出金 | 4,138,600 | 4,297,946 | 3,770,315 |
| 都道府県支出金 | 2,096,056 | 4,177,676 | 2,025,681 |
| 地方債 | 4,828,645 | 5,702,006 | 2,471,097 |
| うち 過疎債 | 80,500 | 92,400 | 82,400 |
| その他 | 2,827,239 | 4,898,077 | 3,901,256 |
| 歳出総額 B | 31,462,190 | 37,649,681 | 29,045,729 |
| 義務的経費 | 13,122,261 | 14,549,960 | 15,042,801 |
| 投資的経費 | 4,611,953 | 6,127,705 | 2,923,025 |
| うち普通建設事業 | 4,611,953 | 6,127,705 | 2,892,867 |
| その他 | 13,499,933 | 16,871,301 | 10,981,798 |
| 過疎対策事業費 | 228,043 | 100,715 | 98,105 |
| 歳入歳出差引額 C (A-B) | 2,044,625 | 1,727,361 | 2,433,987 |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D | 651,605 | 215,492 | 467,992 |
| 実質収支 C-D | 1,393,020 | 1,511,869 | 1,965,995 |
| 財政力指数 | 0.62 | 0.56 | 0.51 |
| 公債費負担比率 | 14.67 | 17.67 | 18.99 |
| 実質公債費比率 | 13.8 | 13.4 | 10.8 |
| 起債制限比率 | 8.29 | 7.88 | 7.52 |
| 経常収支比率 | 75.6 | 89.0 | 91.6 |
| 将来負担比率 | 88.4 | 77.6 | 48.0 |
| 地方債現在高 | 36,554,255 | 43,915,933 | 41,168,466 |

表 1-2(2) 笛吹市の主要公共施設等の整備状況

| 区 分 | 昭和 55 年度末 | 平成 2 年度末 | 平成 12 年度末 | 平成 22 年度末 | 令和元 年度末 |
|---------------------------|--------------|-------------|--------------|--------------|------------|
| 市 道 | | | | | |
| 改良率 (%) | — | 35.0 | 40.7 | 52.9 | 61.2 |
| 舗装率 (%) | — | 75.2 | 86.6 | 90.1 | 91.8 |
| 農 道 | | | | | |
| 延長 (m) | 495,192 | 349,715 | 314,480 | 309,969 | 325,775 |
| 耕地 1 ha 当たり農道延長 (m) | — | 82 | 85 | 88 | — |
| 林 道 | | | | | |
| 延長 (m) | 50,877 | 56,357 | 41,815 | 31,272 | 31,987 |
| 林野 1 ha 当たり林道延長 (m) | — | 3 | 4 | 3 | — |
| 水道普及率 (%) | — | 98.6 | 100 | 98.3 | 92.5 |
| 水洗化率 (%) | — | — | 60.5 | 97.9 | 98.4 |
| 人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床) | — | — | — | — | 17.04 |

※平成 12 年以前の数値は、合併前のそれぞれの町村の数値を合計し笛吹市の数値として扱っている。

(4) 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

(5) 芦川町区域の持続的発展の基本方針

当区域は、昭和45年に制定された過疎地域対策緊急措置法、昭和55年の過疎地域振興特別措置法、平成2年の過疎地域活性化特別措置法、平成12年の過疎地域自立促進特別措置法による指定を受け、社会資本整備（ハード事業）を中心とした対策とともに、平成22年の改正過疎法による地域医療や交通の確保等の新たな過疎対策（ソフト事業）にも取り組みながら、総合的な過疎対策事業を推進し、他区域との格差を是正してきた。しかし、前掲の（1）概況や（2）人口及び産業の推移と動向の項目でも触れたように、依然、人口の減少及び若年層の流出は続いており、高齢者比率は57.6%と著しく、こうしたことが、地域社会の活力低下につながるものが危惧されている。

一方、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大を見せる中、地方移住への関心が高まっており、都市部とは異なる価値を持つ地方の存在が見直されつつある。

このような状況を踏まえ、第二次笛吹市総合計画や第二期笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略、山梨県が策定する山梨県過疎地域持続的発展方針等の計画にも留意しながら、新たな課題を地域住民と共有し、地域の課題解決及び維持発展を図るため、引き続き地域住民の安全、安心な暮らしを支えるために必要な生活基盤の整備を推進する。あわせて、地域住民一人ひとりが持つ知恵や力を発揮、結集して、豊かな自然や魅力的な景観等の特色ある地域資源を磨きあげ、地域外へと発信し、当区域への興味や関心を抱かせ、訪れていただき、その魅力を認めてもらうことで、地域住民の誇りにつながるという好循環を創り出すことが、重要になってくる。

また、移住者の増加といった地域の課題の解決に資する動きを加速させ、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の向上が実現するよう取り組むことが重要である。

以上から、本計画では、『地域資源を最大限に活かした持続可能な地域づくり』を持続的発展の基本方針とし、主要施策の方向を次のとおりとする。

ア 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

新型コロナウイルス感染拡大の影響から、テレワーク等の働く場所を問わない働き方が全国的に増えており、都市部から地方へ移住するニーズが高まっている傾向にあるため、地域の魅力を積極的に情報発信し、移住先として選ばれ、長期定住してもらえるようなまちづくりを推進していく。

イ 産業の振興

農業従事者の高齢化等が進む中、当区域の不整形で狭小な農地で農業経営を持続させるために、これまで以上に消費者へ訴求できる商品開発や高付加価値化を行う等、地域で生産される野菜や山菜を活かした農業経営を促進し、農業の持続可能性を高めていく。

また、農産物直売所、すずらんの里等の交流拠点施設等の充実、豊かな自然、魅力的な景観等の地域資源を磨きあげる事業を推進し、観光客を含めた交流人口の更なる増加を図る。

ウ 地域における情報化

進化、高度化が見込まれる情報インフラに関しては、地域間格差が生じることがないように必要な支援を行う。

エ 交通施設の整備、交通手段の確保

市道については、適切な維持管理に努め、長寿命化を図ることとし、新設や拡幅等については、その有効性等を検討しながら整備を推進する。

農林道については、農林業の生産活動の向上のみならず、地域の生活環境の改善や観光資源へのアクセス道路としての積極的な活用も視野に、今後も新設、拡幅、改良について、その有効性等を検討しながら整備を推進する。

交通については、移動手段を持たない、いわゆる交通弱者に対する移動サービスを確保するための市営バスの運行や、スクールバスの運営事業を継続していく。また、地元住民が利用しやすい地域旅客運送サービスの構築を図る。

オ 生活環境の整備

水道施設については、安全な飲料水を安定的に供給するため、簡易水道施設の適切な維持管理に努める。

農業集落排水施設については、快適な生活と衛生的な生活環境の確保及び美しい自然環境の保全のため、今後も計画的な維持管理に努め、安定した稼働を図る。

消防防災体制については、消防団の再編等、適正な見直しを行い、少数精鋭体制の確立、機械器具、消防水利や団員詰所等の整備を推進し、消防防災力の強化を図る。

カ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

子育てについては、安心して子育てできる環境を維持するために、母子の健康づくりを推進する。また、芦川へき地保育所の運営については、地域内外との交流等により、児童が心豊かに育つよう努める。

高齢者については、安心していきいきと、互いに支えながら生活できるよう、介護予防事業や保健事業等の更なる充実を図るとともに、配食サービスを継続し、住み慣れた家で安心して暮らしていける環境を目指す。

キ 医療の確保

住民の医療不安を解消し、健康を守るための診療所の開設及び笛吹市消防本部による患者搬送体制を継続するとともに、ドクターヘリを活用した広域的救急医療体制の充実に取り組む。

ク 教育の振興

学校教育については、小規模特認校の良さを生かしながら、地域に根ざした教育の推進を図る。

学校教育施設については、児童が安全で安心して学ぶことができる環境整備はもちろん、集会施設及び防災施設等として、複合的利用拠点となることも念頭に計画的に整備を進めていく。

社会教育施設等については、地域住民等のニーズを的確に捉えて、住民同士のコミュニケーション、また、当区域を訪れる人々とのコミュニケーションを高める場所となるよう、老朽化対策を含めた計画的な環境整備に努める。

ケ 集落の整備

集落としての機能を維持し、地域社会の活性化を図るために、住民の自主的、主体的な活動等の支援を継続し、地域に新たな気付きや活力をもたらす地域外の人材活用についても推進を図る。

コ 地域文化の振興等

先人たちが築きあげてきた古民家群や石垣等を保存、継承することにより、地域住民の郷土意識をさらに醸成するとともに、観光面での活用を強化し、地域文化の振興を推進する。

サ 再生可能エネルギーの利用の推進

脱炭素型の地域づくりを推進するために、小水力発電施設の設置について、当区域内の河川や農業用水路において、水量や適地の研究を行い、施設設置の実現性について検討する。

シ その他地域の持続的発展に関し必要な事項

芦川地区過疎地域活性化基金に、過疎地域持続的発展特別事業の実施のための積立を行う。

(6) 芦川町区域の持続的発展のための基本目標

計画期間を令和2年度から令和6年度までとする第2期笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、これからの時代を担う子育て世代や若者のニーズに応じた取組を構築し発信することで、本市の人口減少に歯止めをかけ、地域創生につなげていくとしている。

また、計画期間を平成30年度から令和7年度までとする第二次笛吹市総合計画においても、にぎわいと活力があり、安心して快適な暮らしができるように持続していくためには、「産業」の振興を今まで以上に力強く押し進め、安定した雇用により、移住、定住を促すことが重要としている。

これらのことから、本計画においても、子育て世代や若者の定着や流入に向けた取組を進めることとし、当区域の生産活動の担い手となり、持続的な発展を支える側である生産年齢人口(15歳以上64歳以下)の転入の促進及び転出の抑制を目標とし、その目標達成に向け、過疎対策事業を推進する。

(参考)住民基本台帳における当区域の人口等の推移

| 年 度 | 区域内 人 口 | うち生産年齢人口(15歳以上64歳以下) | | | | |
|--------|------------|----------------------|----------------------------|------|------|-----------|
| | | 人 口 | 区域内人口に対 する生産年齢人 口の割合 | 転入者数 | 転出者数 | 転入者数－転出者数 |
| 平成28年度 | 372人 | 133人 | 35.8% | 5人 | 6人 | △1人 |
| 平成29年度 | 349人 | 122人 | 35.0% | 5人 | 10人 | △5人 |
| 平成30年度 | 339人 | 117人 | 34.5% | 6人 | 7人 | △1人 |
| 令和元年度 | 323人 | 110人 | 34.1% | 7人 | 9人 | △2人 |
| 令和2年度 | 313人 | 99人 | 31.6% | 2人 | 4人 | △2人 |
| 合 計 | | | | 25人 | 36人 | △11人 |

※人口は当該年度の3月31日時点の数値であり、転入者数及び転出者数は当該年度の合計値である。

(7) 計画の達成状況の評価に関する事項

ア 評価時期

計画期間の満了後の翌年度（令和8年度）に達成状況の評価する。

イ 評価手法

笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議等における既存の検証手段を活用する中で、基本目標の達成状況の評価を行い、その結果を市ホームページに公表する。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本市では、平成29年2月に笛吹市公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の基本方針を次のとおり示した。本計画に記載した全ての公共施設等の整備は笛吹市公共施設等総合管理計画に整合する。

基本方針1【施設保有量の適正化】

人口動態や社会ニーズの変化などを踏まえ、公共施設等の規模の適正化を推進し、特に更新時にあたっては統廃合、複合化の検討に取り組む。

基本方針2【長寿命化の推進】

点検、診断の実施により予防保全を推進し、公共施設等の安全確保を図るとともに長寿命化に取り組む。また、特に大規模改修の際には、長寿命化に必要な構造や機能設備を備えた改修を実施し、ライフサイクルコストの縮減を図る。

基本方針3【効率的な管理と有効活用】

民間活力の活用や広域的な連携を進めるなど、公共施設等の効率的な管理運営を進めるとともに資産活用による新たな財源の確保に取り組む。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 芦川町区域の現況と課題

当区域における移住施策については、合併以前から積極的に取り組んできた。その1つとして山村留学制度がある。平成8年度から平成18年度までの間で延べ35世帯、児童生徒数は54人が当該制度を利用した。平成15年度のピーク時には7世帯、児童生徒数は9人と一定の成果をあげたが、事業の見直しにより平成18年度で廃止となった。

新型コロナウイルス感染拡大の影響から、テレワーク等の働く場所を問わない働き方が全国的に増えており、都市部から地方へ移住するニーズが高まっている傾向にあるが、移住の過程において訪れたことがない場所を選択し、即座に移住することは稀である。

当区域の移住、定住促進への課題としては、移住者が希望する不動産物件が少ないこと、生活の利便性や人間関係の構築に対する不安などがある。

平成26年度に開始した空き家バンク制度では、当区域には100件を超える空き家が存在するものの、現時点で登録されている物件は1件のみである。これは、当区域を離れた方達が、「盆、暮れ、正月は地元で過ごしたい」と一時的に帰省するため、他人へ賃貸や売買をしたくないと考えている

からである。空き家の増加は、各集落における防災や衛生、景観等の生活環境上の課題となり得るため、所有者に対し、適正な管理を促進する必要がある。

地域間交流については、平成 22 年 4 月に地域の核となる芦川農産物直売所及び芦川活性化交流施設を整備し、当区域ならではの田舎体験ツアーや町民運動会への参加により、都市住民と地元住民との交流を促進し、当地域を訪れる交流人口の増加に一定の成果をあげている。

(2) その対策

ア 移住、定住対策については、移住コンシェルジュ(移住者等が地域に溶け込めるように相談相手や橋渡し役となる者)である「芦川まちづくり実行委員会」と協働して、地域の魅力を積極的に情報発信し、移住先として選ばれ、長期定住してもらえるようなまちづくりを推進していく。

イ 空き家対策については、空き家の実態調査を進め、空き家バンクへの登録を推進していく。また、空き家バンクの登録物件の取得等に対し、当区域限定の補助金制度を創設することで、移住定住を促進していく。

ウ 地域間交流については、引き続き積極的な情報発信を行い、より多くの人に周知し、訪れてもらい、当区域への共感を生む交流事業を展開することで、移住へつなげていく。さらに、インターネットを活用した情報発信やオンライン交流会等を行うことで、コロナ後の来訪につなげていく。

(3) 事業計画(令和 3 年度～令和 7 年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------|-------------------|--|------|----|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 | <p>・ 芦川町空き家バンク登録物件取得等補助金(仮称) (具体的な事業内容) 空き家バンク制度を活用し、当区域にある空き家を取得した者に対し、取得費等を補助する事業 (事業の必要性) 移住者の負担軽減が図られ移住促進につながるため (見込まれる事業効果等) 移住者の増加</p> <p>・ 地域間交流促進事業 (具体的な事業内容) 都市住民等へ向けた体験ツアー、イベントの開催等、当</p> | 市 | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | 区域への共感を生むような 交流事業を実施するもの (事業の必要性) 当区域の魅力を知ってもら い、訪れてもらい、移住、定 住に結び付けるため (見込まれる事業効果等) 移住、定住者の増加 | |
|--|--|--|--|

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

笛吹市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら事業を実施する。

3 産業の振興

(1) 芦川町区域の現況と課題

農業については、夏季冷涼な気候を生かしながら、高齢化に対応した軽量野菜であるほうれん草等の生産を中心に営まれているが、農業を取り巻く環境は、農産物価格の低迷、道路交通網の整備に伴う流通の拡大による産地間競争も激しさを増しており、依然厳しい状況にある。

また、当区域の耕地は、狭く急傾斜地帯にあり、機械化が困難なうえ、就業者の高齢化と後継者不足による耕作放棄地の拡大も課題となっている。

林業についても、木材価格の低迷や就業者の高齢化と後継者不足等、依然厳しい状況にある。

商工業については、経営規模の小さい事業所が点在しているが、特殊な立地条件から、工業用地の確保等は極めて厳しく、新たな工場誘致は、期待できない状況である。

観光業については、山梨県の自然記念物にも指定されている日本すずらんなどの豊かな自然を保護し、富士山を望む展望台の整備を行うなど、地域資源を活かした事業を推進してきた。今後も当区域の特色を活かした観光施策を推進する必要がある。

(2) その対策

ア 各種農業振興策を積極的に活用するとともに、当区域に適した新たな高付加価値農産物の開発やこれまでに開発、生産している農産物に訴求力のある付加価値を付けて販売する等、地域で生産される野菜や山菜を活かした農業経営を促進し、農業の持続可能性を高める。

イ 農産物直売所等の各交流拠点施設では、地場産品の販売、農産物の加工品製造への取組、地域資源を活かした体験事業等による交流を通じて、地域の魅力を広く発信する拠点としての運営を行う。

ウ 農地中間管理機構と連携して、意欲ある生産者への農地集約を図るとともに、交流事業における

農業体験の場としての活用を図るなどの取組により、遊休農地の解消に努める。

エ 林業については、笛吹市森林整備計画に基づいた水源涵養機能等、森林の有する公益的機能を維持確保しながら整備を図るとともに、不良木の除去等修景に努め、天然生林の更新補助や保育等の森林造成施業を推進する。

オ 観光業については、富士山を望む展望台及び周辺の整備、近年その群生が減少傾向にある日本すずらんの保護等、豊かな自然や魅力的な景観等の地域資源を磨きあげる事業を今後も推進していく。また、展望台までの送迎バスを運行させることで、観光客を含む交流人口の更なる増加を図る。

カ 恵まれた自然の中で緑に親しみ、心身ともに健やかな青少年の育成に寄与する憩いの場であるレクリエーション施設の改修を行い、観光施設の一つとして活用し、地域の活性化を図る。

キ 産業振興施策の実施に当たっては、周辺市町村等との連携に努めていく。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|--------------------|---|------|----|
| 2 産業の振興 | (9) 観光又はレクリエーション | <ul style="list-style-type: none"> ・新道峠展望台及び周辺整備事業 ・すずらんの里改修事業 ・芦川グリーンロッジ改修事業 ・すずらん群生地整備事業 | 市 | |
| | (10) 過疎地域持続的発展特別事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・花木植栽事業 (具体的な事業内容) 地域住民の協力により、花木の植栽を行う事業 (事業の必要性) 景観の魅力を高め、観光振興を図るため (見込まれる事業効果等) 観光客の増加等 ・芦川農産物直売所等指定管理事業 (具体的な事業内容) 指定管理者制度による芦川農産物直売所等の運営 | | |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | <p>(事業の必要性) 地域産業の振興を図るため (見込まれる事業効果等) 地域住民の生産意欲の向上、地域の活性化等</p> <p>・農産物直売所食堂用新メニュー開発事業(仮称) (具体的な事業内容) 農産物直売所で提供する食事の新メニューを開発する事業</p> <p>(事業の必要性) 新たな価値を創出し、当区域の産業振興を図るため (見込まれる事業効果等) 地域の活性化、観光客の増加等</p> <p>・日本すずらん保護事業 (具体的な事業内容) 植生の調査や育成試験等を実施する事業</p> <p>(事業の必要性) 県の自然記念物にも指定されている日本すずらんの群生地を守り、観光資源としての活用を図るため (見込まれる事業効果等) 観光客の増加等</p> <p>・すずらんの里指定管理事業 (具体的な事業内容) 指定管理者制度によるすずらんの里の運営</p> <p>(事業の必要性) 緑豊かな自然環境の活用を通じ、広く一般に保健と休養を提供するとともに産業</p> | | |
|--|--|--|--|--|

| | | | | |
|--|--|---|--|--|
| | | <p>振興に寄与するため (見込まれる事業効果等) 観光客の増加等</p> <p>・兜造り茅葺古民家藤原邸 指定管理事業 (具体的な事業内容) 指定管理者制度による兜造り茅葺古民家藤原邸の運営 (事業の必要性) 歴史文化的景観の保全と観光資源としての活用を図るため (見込まれる事業効果等) 観光客の増加等</p> <p>・新道峠送迎バス運行事業 (仮称) (具体的な事業内容) 公共施設から展望台まで送迎バスを運行する事業 (事業の必要性) 展望台までのアクセス道路が悪いため、送迎バスを運行し、観光振興を図る (見込まれる事業効果等) 観光客の増加等</p> | | |
|--|--|---|--|--|

(4) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業種 | 計画期間 | 備考 |
|----------|----------------------------|------------------------|----|
| 芦川町全域 | 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業 | 令和3年4月1日～ 令和8年3月31日 | |

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「3 産業の振興」(2) その対策及び (3) 事業計画のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

観光施設については、予防保全の考えに基づく改修等を計画的に行いながら長寿命化を図る。

また、指定管理者制度を導入している施設については、民営化に向け、現在の指定管理者を中心に適切な後継者を選定する。

レクリエーション施設については、計画的に修繕を行う。

4 地域における情報化

(1) 芦川町区域の現況と課題

情報インフラについては、平成 22 年にケーブルテレビ事業者への支援を行い、CATV の受信による地上デジタルテレビ放送への対応がなされるとともに、高速インターネットの整備も完了し、当区域におけるデジタル・ディバイド（インターネット等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差）は解消されている。

また、防災行政無線システムが、平成 23 年度に当区域も含め、全市的にデジタル化へと移行し、災害や気象情報の伝達、一般広報にも活用されている。

今後も進化、高度化が見込まれる情報インフラに対しては、地域間格差が生じることがないように必要な支援を行う必要がある。

(2) その対策

ア 地域の維持や活性化には、情報インフラの整備が必須であり、今後も進化、高度化が見込まれる情報インフラに対しては、地域間格差が生じることがないように必要な支援を行う。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

笛吹市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら事業を実施する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 芦川町区域の現況と課題

当区域は、笛吹市の中心市街地までおよそ 20km の位置にある。幹線道路は、区域内を縦貫する県道笛吹市川三郷線、甲府圏域と富士北麓圏域を結ぶ県道富士河口湖芦川線（若彦トンネル）の 2 路線があり、住民の日常生活及び観光面等、地域活性化の基盤となっている。県道笛吹市川三郷線は、落石や土砂崩落の危険性が高いとされているため、大雨等による通行止めが度々あり、住民の日常生活にも支障を及ぼしている。

市道については、集落内を結ぶ生活の基盤となるものであるが、地形的制約により勾配がきつく、

幅員も狭いため、大型車両が通行し難い箇所もある。また、住民生活に直結する県道及び市道については、特に冬季期間における降雪時の道路交通確保が重要であり、迅速な除雪対策が求められている。

農道については、これまでの県営中山間地域総合整備事業等により、農業生産基盤と農村生活環境基盤の整備が進められてきた。今後も適切な維持管理と新設、拡幅等の必要な整備を推進する必要がある。

林道については、森林施業の合理化や土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供等、森林の多面的機能を活用するための整備をこれまでも進めてきた。

交通については、民間路線バスが鶯宿－石和温泉駅間を運行していたが、平成元年9月に廃止されたことを受け、同年10月から市営バスの運行を開始し、1日4往復している。一方、県道富士河口湖芦川線（若彦トンネル）の開通に伴い、民間バス事業者によって上芦川－富士山駅間で運行が行われていたが、利用者数の減少により、当区域運行部分は令和3年4月に廃止されている。また、当区域の中学校が統合再編されたことに伴い、スクールバスの運営事業を行っている。（令和3年4月時点では利用対象者がいないため、運行は行われていない）

(2) その対策

ア 当区域の幹線道路である県道については、富士河口湖芦川線（若彦トンネル）の開通が、地域活性化に大きく貢献している。一方、それに伴って交通量が増加した区域内を縦貫する笛吹市川三郷線については、大雨等による通行止めが度々あり、住民生活にも支障を及ぼしている。今後も関係機関と緊密に連携し、八代町奈良原地区から当区域までを結ぶ新たなトンネルの整備等について、県に対して要望していく。

イ 当区域の集落内をつなぐ市道については、地形的制約により新設や拡幅等が容易ではないことから、今後も適切な維持管理に努め、長寿命化を図ることとし、新設や拡幅等については、その有効性等を十分に検討しながら、整備を推進する。また、防護柵、路面標示等の交通安全施設の整備についても検討を行い、身近な生活道路の充実を図る。

ウ 住民生活に直結する県道及び市道については、特に冬季期間の降雪時の道路交通確保が重要であるため、除雪体制を整え、関係機関及び地域住民と連携しながら迅速な除雪対応に努める。

エ 農林道については、農林業の生産活動の向上のみならず、地域の生活環境を改善する役割や観光振興にも大きな役割を果たしているため、今後も適切な維持管理に努め、新設や拡幅等についても、その有効性等を十分に検討しながら、整備を推進する。

オ 交通については、移動手段を持たない、いわゆる交通弱者に対する移動サービスを確保するため、市営バスの運行及びスクールバス運営事業を継続する。また、既存の公共交通に捉われない、地元住民が利用しやすい地域旅客運送サービスの構築を図る。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展施策 区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------|-------------------|--|------|----|
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保 | (1) 市町村道 | <ul style="list-style-type: none"> ・市道 2-64 号線（道路改良事業） L=50m W=4.0～6.5m ・市道 7033 号線（道路改良事業） L=1,150m W=4.0～6.5m | 市 | |
| | (3) 林道 | <ul style="list-style-type: none"> ・市営林道鶯宿中芦川線 L=4,506m W=4.0m ・市営林道水ヶ沢線 L=2,002m W=4.0m ・市営林道燕入沢上芦川線 令和3年度 L=350m W=4.0m カーブミラー設置 17 基 令和4年度 L=300m、W=4.0m | | |
| | (9) 過疎地域持続的発展特別事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域旅客運送サービスの構築事業(仮称) (具体的な事業内容) 地元住民が使いやすい地域旅客運送サービスを構築する事業 (事業の必要性) 移動手段を持たない交通弱者の移動手段を確保するため (見込まれる事業効果等) 移動手段の確保等 ・芦川スクールバス運営事業 (具体的な事業内容) 当区域から浅川中学校までスクールバスを運行する事業 (事業の必要性) 遠距離通学となる学生の移動手段を確保するため (見込まれる事業効果等) 安全に登下校できる移動手段の確保 | 市 | |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

道路は、日常生活や経済活動を支える重要な生活基盤であることを踏まえ、計画的に道路改良や路面改修を実施する。

維持管理、修繕、更新の際には、長寿命化につながる予防保全に取り組むほか、新技術の採用を検討し、コスト削減を図る。

6 生活環境の整備

(1) 芦川町区域の現況と課題

生活環境については、当区域の快適で暮らしやすい生活環境づくりを推進するため、これまでも生活関連公共施設の整備を推進してきたところである。

水道施設は、簡易水道により普及率が100%の水準となっている。

また、平成7年度から農業集落排水事業に取り組み、平成12年度に完成、加入率も100%と衛生的な生活環境の確保とともに、芦川の清流を守り、次代に引き継ぐことに努めている。今後は、経年劣化等による施設の老朽化対策が避けられない状況である。処理施設及び管渠施設の改修の必要性や時期等についての検討を行い、計画的な維持管理及び整備を行う必要がある。

ごみ処理については、甲府・峡東クリーンセンターで処理しており、今後も資源ごみ等の分別収集による減量化と再資源化をさらに推進する必要がある。また、美しい自然、景観を守るために不法投棄防止対策の強化も必要である。

災害対策については、当区域は急峻な地形のため土砂災害のおそれのある危険箇所も多く、これまで何度も災害に見舞われているため、これらの被害を最小限に防止する必要がある。

消防防災体制については、笛吹市消防本部による対応がなされているが、地域の消防防災力の中核を担う消防団については、若年層の流出の影響から団員の高齢化が進んでおり、団員の確保対策が急務となっている。現在、消防団の再編が行われ、4部体制から2部に統合しているが、消防車両は統合前の4台を配備したままであり、詰所及び車庫施設は耐震性能が確保されていない老朽化した施設であるため、消防団施設及び車両の整備について、検討する必要がある。

市営住宅については、当区域に3か所整備されており、その建築年も昭和62年、63年、平成12年と市全体の中では比較的新しい建築年となっている。また、その中でも、平成12年建築の若者定住促進住宅については、移住、定住の受け皿としての役割を果たしているため、他の2か所とともに今後も安全性と良好な居住性を保ちつつ、計画的な修繕のもと、活用していくことが求められる。

当区域は、古民家への宿泊体験、農作業体験による地域活性化など、地域振興と合わせた景観形成に関する取組が行われた環境もあり、貴重な農山村の景観を保全する必要がある。

(2) その対策

ア 簡易水道は、施設整備から数十年を経過している施設もあり、送配水管や配水池等の老朽化対策が必要であるため、計画的な維持管理及び整備に努め、安全な飲料水の安定供給を図る。

イ 農業集落排水施設は、衛生的な生活環境の確保及び芦川の清流を守り続けるためには必要不可欠な施設であるため、処理施設や管渠施設の機能診断を実施し、最適な整備構想を定める中で計画的な維持管理及び整備を行う。

ウ ごみ処理は、分別収集による減量化と再資源化をさらに推進する。また、美しい自然、景観を守るため、不法投棄パトロール員によるパトロールを行い、不法投棄防止対策に努める。

エ 災害対策については、今後も県等の関係機関と緊密に連携し、自然災害防止対策の推進に努める。
また、当区域は土砂災害等への対応が不可欠であるため、地域住民の生命や財産を災害から守るための災害防止施設等の整備を促進するとともに、住民同士の連携による土砂災害等を想定した避難訓練を実施する等、住民の自主防災意識の向上と地域防災力の強化を図る。

オ 消防防災体制については、消防団員の確保対策として消防団の再編等、適正な見直しを行い、少数精鋭体制の確立、機械器具、消防水利や団員詰所等の整備を推進し、消防防災力の強化を図る。
また、平成 25 年度に各世帯に整備した防災行政無線の戸別受信機により、悪天候でも情報を迅速かつ確実に伝達することが可能となった。今後も防災情報の伝達機能の維持、強化を図る。

カ 市営住宅については、現在、若者定住促進住宅 1 か所（8 世帯分）、市営住宅 2 か所（4 世帯分）が整備されているが、今後も移住、定住の受け皿としての役割を果たせるよう、計画的な維持管理を行っていく。

キ 事業者から大規模太陽光発電施設の設置の計画等があった場合には、県とともに関係法令に則って事業者に対して指導を行うなど、当区域の景観の保全に努める。

(3) 事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

| 持続的発展施策 区 分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|----------------|--------------|-------------------------|------|----|
| 5 生活環境の整備 | (5) 消防施設 | ・ 消防施設等整備事業（消防団施設、消防車両） | 市 | |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

上水道施設及び農業集落排水施設は、計画的な点検、清掃、補修を進めるとともに、予防保全型の維持管理に努め、施設の長寿命化とコスト削減を図る。

消防施設は、災害時の救助及び復旧活動の拠点となることを踏まえ、予防保全の考えに基づく改修等を計画的に行う。

市営住宅は経済情勢や住宅事情による需要の変化を踏まえながら、総量の適正化について検討を行う。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 芦川町区域の現況と課題

当区域には、児童福祉施設として、芦川へき地保育所1か所が整備されている。過疎化の進行により、平成25年度には入所児童数が1人となり、存続が危ぶまれたが、引き続き当区域の子育て環境を維持することが決定され、令和3年4月1日現在3人が入所している。今後も地域の多世代交流の場としての活用等、小規模な保育所ならではの取組を検討する必要がある。

当区域の人口及び高齢者比率の推移は、平成17年の国勢調査で人口521人、高齢者比率51.8%から平成27年には人口361人、高齢者比率57.6%と、人口の減少と高齢化に歯止めがかかっていない状況であり、今後もこの傾向が続くことが予想される。

また、平成27年の国勢調査によれば、当区域の一人暮らし高齢者世帯は65世帯となっており、住民同士による日々の声掛けや安否確認といった見守り体制が重要である。

市が実施している配食サービス事業については、食の確保が困難な在宅の高齢者等に対して、安定した食の確保と同時に配達時の見守り、声掛け等の支援を行い、住み慣れた家で健康に安心して暮らせる環境を目指すものである。

地域の高齢者一人ひとりが自立し、住み慣れた地域において安心していきいきと、互いに支え合いながら生活を送ることができるよう笛吹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（ふえふきいきいきプラン）を推進し、介護、介護予防等のサービスが切れ目なく提供される環境を構築するとともに、生涯現役の観点から、積極的に社会参加できる環境を整備する必要がある。

障がい者については、市内の他区域と同様に笛吹市第4次障害者基本計画等に基づき、引き続き自立を支援する環境づくりを推進していく必要がある。

保健については、第2次笛吹市健康増進計画（ふえふき笑顔ヘルスプラン）に基づき、各ライフステージに応じた健康目標達成のための取組を引き続き推進する必要がある。

(2) その対策

ア 子育て支援については、安心して子育てできる環境を維持するため、母子の健康づくりを引き続き推進するとともに、芦川へき地保育所の運営については、市内他区域における保育所との交流事業の継続や芦川小学校に通う児童を含む地域の多世代との交流による地域ぐるみの子育てをより緊密にすることで、児童が心豊かに育つよう努める。

イ 高齢者一人ひとりが自立し、住み慣れた地域において安心していきいきと、互いに支えながら生活できるよう、介護予防事業や保健事業等の更なる充実を図る。また、市が実施している配食サービス事業を継続し、安定した食の確保と同時に配達時の見守り、声掛け等の支援を行い、高齢者が住み慣れた家で安心して暮らしていける環境を目指す。また、ボランティア活動、生産活動、都市住民等との交流、生涯学習活動等、高齢者の活躍の場をつくり、積極的に社会参加できる環境整備を推進する。

ウ 障がい者については、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、笛吹市第4次障害者基本計

画に示された相談支援機能の充実、就労及び雇用の支援、障がい者に対する市民の正しい理解の促進等、自立を支援する環境づくりを推進する。

エ 保健については、第2次笛吹市健康増進計画に基づき、子どもの規則正しい生活の推進、働き盛りの生活習慣病予防、高齢者の運動講座や健康教室の開催等、各ライフステージに応じた健康目標達成のための取組を推進する。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展施策 区 分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------------------|-------------------|--|------|----|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8) 過疎地域持続的発展特別事業 | <p>・配食サービス事業 (具体的な事業内容)</p> <p>食の確保が困難な在宅高齢者等に配食サービスを行う事業 (事業の必要性)</p> <p>安定した食の確保と配達時の見守りのため (見込まれる事業効果等)</p> <p>住み慣れた家で安心して暮らしていける環境を目指す</p> | 市 | |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

笛吹市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら事業を実施する。

8 医療の確保

(1) 芦川町区域の現況と課題

医療については、当区域の医療不安を解消し、健康を守るための笛吹市芦川国民健康保険診療所（内科、歯科）を「芦川ふれあいプラザ」内に、指定管理者の運営により開設している。住民が安心して生活できる地域として、身近に受診できる環境を維持する必要がある。

救急医療については、芦川支所に常駐している笛吹市消防本部の消防職員又は再任用職員等が、初動対応（応急手当等）を行い、救急車による区域外の医療機関への搬送につなげている。また、重篤な患者が発生した場合等には、搬送時間の大幅な短縮が必要となり、ドクターヘリの利用が不可欠であることから、受け入れのための環境整備が必要となっている。

(2) その対策

ア 医療については、地域住民が身近な場所で安心して受けられるよう、笛吹市芦川国民健康保険診

療所の開設を継続する。

イ 救急医療については、笛吹市消防本部による患者搬送体制を継続するとともに、重篤な患者が発生した場合等における搬送時間の大幅な短縮を図るため、県等の関係機関と連携して、ドクターヘリのヘリポート（離着陸施設）を整備し、救急医療体制の充実を図る。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展施策 区 分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|----------------|-----------------------|--|------|----|
| 7 医療の確保 | (3) 過疎地域持続的 発展特別事業 | <p>・ 芦川診療所管理委託事業 (具体的な事業内容)</p> <p>指定管理者制度による「笛吹市 芦川国民健康保険診療所」の運 営事業。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>無医地域である当区域の医療 不安の解消を図るため</p> <p>(見込まれる事業効果等)</p> <p>医療の確保</p> | 市 | |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

予防保全に基づく改修等を計画的に行いながら、長寿命化を図り継続使用を考慮し、築60年以上の施設利用を目指し維持管理を図る。

9 教育の振興

(1) 芦川町区域の現況と課題

学校教育については、小、中学校を各1校ずつ運営してきたが、平成22年3月末、中学校は隣接区域の浅川中学校と統合再編した。小学校については、令和元年度から「小規模特認校」として認定し、通学区域の指定にかかわらず、市内在住の児童が入学、転学できる制度を導入した。過疎化による児童数の減少により、平成27年4月の全校児童数は4人だったが、令和3年4月の全校児童数は8人と少しずつ増えている。引き続き小規模特認校の良さを生かしながら、地域に根ざした教育の推進を図る必要がある。

学校教育施設の整備については、これまでも児童が安全で安心して学ぶことができる環境整備を行い、併せて地域の集会所や災害時の避難所としての役割を果たす観点から、旧中学校校舎の跡地に、平成27年2月、新耐震基準に適合する屋内運動場を建造した。また、学校敷地全体の耐震化を図るた

め、周囲の擁壁及びグラウンドを現在の基準に合致した構造に改修する工事を実施した。

生涯学習等については、若年層の流出や高齢者人口の増加等により、地域社会の活力低下が危惧されているが、生涯学習等の機会を通じて、知識や技能の向上を目指す仲間が集まり、活動することで、新たな地域社会の核となることが期待されるため、ニーズを的確に捉えた講座メニュー等の提供や各社会教育施設等の老朽化対策を含めた整備を計画的に推進する必要がある。

(2) その対策

ア 学校教育については、市内他区域の学校や芦川へき地保育所に通う児童、地域の方々との交流により、地域への愛着や人との絆を深める教育を引き続き推進する。

イ 学校教育施設については、耐震化を図る改修は一通り実施されているが、教育環境の向上のみならず、社会教育施設、集会施設、防災施設等として、地域住民の複合的利用拠点となることも念頭に計画的に整備を進めていく。また、老朽化の目立つ給食施設の改修等についても、今後計画的な整備を行う。

ウ 生涯学習等については、地域住民のニーズを的確に捉えた講座メニュー等を提供するとともに、社会教育施設については、住民同士及び当区域を訪れる人々とのコミュニケーションを高める場所となるよう、老朽化対策等を含めた計画的な施設環境の整備に努め、新たな地域コミュニティの核となりうる仲間づくりを推進する。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

予防保全の考えに基づく改修等を計画的に行いながら、長寿命化を図り、築60年以上の施設利用を目指し維持管理を行う。

10 集落の整備

(1) 芦川町区域の現況と課題

当区域は、上芦川、新井原、中芦川、鶯宿の4つの集落から形成されている。各集落の人口(住民基本台帳に基づく令和3年3月末日時点の統計)は38人から105人と、差はあるものの、若年層の流出と高齢化が進んでいる状況は共通している。

これまで、芦川村において村営住宅の整備等、若者等の定住促進を図るための対策を進めてきたところではあるが、現在も人口の減少と高齢化に歯止めがかかっていない状況であり、地域におけるコミュニティ機能の低下が危惧されている。

このような中、地域活性化に地域住民が主体的に取り組んでいる状況もあることから、地域社会の維持、活性化を図るために、地域住民自らが考え、力を合わせて行動することへの支援を継続するとともに、地域に新たな気付きや活力をもたらす地域外の人材活用についても推進する必要がある。

(2) その対策

ア 集落としての機能の維持、強化を図るため、地域住民主体の地域活性化の取組を支援するとともに、地域おこし協力隊等の活用を検討し、積極的な活動を中心的に担う人材の育成や確保に努める。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

笛吹市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら事業を実施する。

11 地域文化の振興等

(1) 芦川町区域の現況と課題

当区域には、独特の風土の中で、先人たちが築き上げてきた兜造りの古民家群や石垣等があり、これまでも再生、保存し、その活用を図ってきたところである。

古民家群等を保存、継承していくことは、地域の個性を守ることであり、地域住民の郷土意識の更なる醸成にもつながるものである。また、観光振興の面でも大きな魅力の一つになりうるため、積極的な活用を図る必要がある。

(2) その対策

ア 地域の特色ある古民家群や石垣等を保存、継承し、地域住民の郷土意識の更なる醸成につなげるとともに、観光資源としての活用を図る。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

指定管理者制度を導入している施設については、民営化に向け、現在の指定管理者を中心に適切な後継者を選定する。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 芦川町区域の現況と課題

本市においては、令和 32 年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を令和 2 年 7 月に宣言しており、再生可能エネルギーの活用、緑地の保全等の自然資源の活用等、脱炭素型の地域づくりを推進している。その実現には、発電時に二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーの活用は特に欠かせない取組である。

(2) その対策

ア 二酸化炭素排出量の実質ゼロを達成するための小水力発電施設の設置については、適切な水量の確保と環境保全において周辺に悪影響を与えない場所を施設設置場所として選定し、効率的な発電を行うことが求められることから、区域内の河川や農業用水路において、水量や適地の研究を行い、施設設置の実現性について検討していく。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

笛吹市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら事業を実施する。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 芦川町区域の現況と課題

当区域の人口減少と高齢化が進む中、地域の活性化を図るには、計画的な財政運営に努める必要がある。今後も計画的に過疎対策事業を推進するとともに、芦川地区過疎地域活性化基金の充実を図る必要がある。

(2) その対策

ア 笛吹市芦川地区過疎地域活性化基金において、過疎地域持続的発展特別事業の実施のための基金積立を行い、計画期間内及び計画期間終了後における事業実施に充てる。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展施策 区 分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|------------------------|--------------|-------------------------|------|----|
| 12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | | ・笛吹市芦川地区過疎地域 活性化基金積立 | 笛吹市 | |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

支所については、近隣の公共施設との複合化や集約、多目的利用、機能移転も含めた検討を行い規模の最適化を図る。

PPP/PFI の導入や民間事業者、地域住民との連携などの民間活力の活用を視野に入れながら、効率的な施設運営や行政サービスの維持及び向上を図る。

事業計画（令和3年度～令和7年度）

過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

| 区 分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------|--------------------|--|------|---------------|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 | 芦川町空き家バンク登録物件取得等補助金（仮称） (具体的な事業内容) 空き家バンク制度を活用し、当区域にある空き家を取得した者に対し、取得費等を補助し、移住者の増加を図る。 | 市 | 当該施策の効果は将来に及ぶ |
| | | 地域間交流促進事業 都市住民等へ向けた体験ツアーや季節を感じさせるイベントの開催等、当区域への共感を生むような交流事業を展開するとともに、その情報発信を積極的に行い、当区域をより多くの人に知ってもらい、訪れてもらい、移住、定住に結びつける。 | | |
| 2 産業の振興 | (10) 過疎地域持続的発展特別事業 | 花木植栽事業 地域住民の協力により、花木の植栽を行い、景観の魅力を高め、観光振興を図る。 | 市 | 当該施策の効果は将来に及ぶ |
| | | 芦川農産物直売所等指定管理事業 指定管理者制度による農産物直売所及び活性化交流施設の運営事業。今後も継続して、地域住民の生産意欲の向上及び地域の活性化を図る。 | | |
| | | 芦川農産物直売所食堂用新メニュー開発事業（仮称） 農産物直売所で提供する食事の新メニューを開発し、当区域の産業振興を図る。 | | |
| | | すずらんの里指定管理事業 指定管理者制度による「すずらんの里」の運営事業。緑豊かな自然環境の活用を通じ、広く一般に保健と休養を提供するとともに産業振興を図る。 | | |

| | | | | |
|-------------------------------|-------------------|---|---|---------------|
| | | <p>日本すずらん保護事業</p> <p>本州随一を誇り、山梨県の自然記念物にも指定されている日本すずらんの群生地を守り、重要な観光資源としての活用を図るため、植生の調査や具体的な育成試験等を実施し、群生地の維持拡大を図る。</p> | | |
| | | <p>兜造り茅葺古民家藤原邸指定管理事業</p> <p>指定管理者制度による「兜造り茅葺古民家藤原邸」の運営事業。景観の保全とともに観光資源としての活用を図る。</p> | | |
| | | <p>新道峠送迎バス運行事業(仮称)</p> <p>公共施設から新道峠展望台まで送迎バスを運行する事業。展望台までのアクセス道路が悪いため、送迎バスを運行し、観光振興を図る。</p> | | |
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保 | (9) 過疎地域持続的発展特別事業 | <p>芦川スクールバス運営事業</p> <p>当区域から浅川中学校までスクールバスを運行する事業。遠距離通学となる学生の移動手段を確保する。</p> | 市 | 当該施策の効果は将来に及ぶ |
| | | <p>地域旅客運送サービスの構築事業(仮称)</p> <p>当区域の住民が利用しやすい地域旅客運送サービスの構築に取り組む事業。</p> | | |
| 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8) 過疎地域持続的発展特別事業 | <p>配食サービス事業</p> <p>食の確保が困難な在宅高齢者等に配食サービスを行う事業。安定した食の確保と同時に配達時の見守り、声掛け等の支援を行い、住み慣れた家で安心して暮らしていける環境を目指す。</p> | 市 | 当該施策の効果は将来に及ぶ |

| | | | | |
|------------------------|---------------------------|--|---|---------------|
| 8 医療の確保 | (3) 過疎地域 持続的発展特 別事業 | 芦川診療所管理委託事業 指定管理者制度による「笛吹市芦川国民健康保険診療所」の運営事業。無医地域である当区域の医療不安を解消するため、芦川ふれあいプラザ内に診療所を開設し、身近に受診できる環境を確保する。 | 市 | 当該施策の効果は将来に及ぶ |
| 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | | 笛吹市芦川地区過疎地域活性化基金積立 笛吹市芦川地区過疎地域活性化基金において、過疎地域持続的発展特別事業の実施のための積立を行い、計画期間内及び計画期間終了後の事業実施に充てる。 | 市 | |